

ゆうパック約款

ゆうパック運賃料金表
重量ゆうパック運賃料金表
ゴルフゆうパック運賃料金表
スキーゆうパック運賃料金表
空港ゆうパック運賃料金表
観光ゆうパック運賃料金表
点字ゆうパック運賃料金表
聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表

日本郵便株式会社

ゆうパック約款

実施 2007年10月1日
最近改正 2023年10月1日

【目次】

第1章 総則（第1条）	2
第2章 運送の引受け（第2条—第10条）	2
第3章 荷物の引渡し（第11条—第16条）	4
第4章 指図（第17条・第18条）	5
第5章 事故（第19条—第21条）	5
第6章 責任（第22条—第31条）	6
ゆうパック運賃料金表	9
I 運賃及び料金	9
II 運賃及び料金の適用方法	9
重量ゆうパック運賃料金表	14
I 運賃	14
II 運賃の適用方法	14
ゴルフゆうパック運賃料金表	17
I 運賃	17
II 運賃の適用方法	17
スキーゆうパック運賃料金表	20
I 運賃	20
II 運賃の適用方法	20
空港ゆうパック運賃料金表	23
I 運賃	23
II 運賃の適用方法	23
観光ゆうパック運賃料金表	26
I 運賃	26
II 運賃の適用方法	26
点字ゆうパック運賃料金表	27
I 運賃及び料金	27
II 運賃及び料金の適用方法	27
聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表	29
I 運賃及び料金	29
II 運賃及び料金の適用方法	29

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この約款は、ゆうパック運賃、重量ゆうパック運賃、ゴルフゆうパック運賃、スキーゆうパック運賃、空港ゆうパック運賃、観光ゆうパック運賃、点字ゆうパック運賃及び聴覚障害者用ゆうパック運賃が適用される荷物の運送に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第2章 運送の引受け

(受付日時)

第2条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(送り状)

第3条 当社は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、(1)から(6)までは荷送人が記載し、(7)から(16)までは当社が記載するものとします。ただし、(11)は記載しない場合があります。

(1) 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号

(2) 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び郵便番号

(3) 荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う日（当社が荷物を受け取る時に指定する期間内の日に限ります。以下「配達希望日」といいます。）

(4) 荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う時間帯（当社が荷物を受け取る時に指定する時間帯のいずれかのものに限り、以下「配達希望時間帯」といいます。）

(5) 荷物の品名

(6) 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）

(7) ゆうパックの表示

(8) 当社の名称、住所及び電話番号

(9) 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称

(10) 荷物受取日

(11) 荷物引渡予定日（特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。）

(12) 容積又は重量の区分

(13) 運賃その他運送に関する費用の額

(14) 責任限度額

(15) 問い合わせ窓口電話番号

(16) その他荷物の運送に関し必要な事項

(貴重品の運送の引受け)

第4条 当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品を内容とする荷物の運送を申し込むときは、当社が別に定める運賃料金表（以下「運賃料金表」といいます。）に規定するセキュリティサービス料金が適用される荷物としていただきます。

(注) 当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品は、次のとおりとします。

1 金、銀、白金及びこれらを主たる材料とする合金並びにこれらを用いた製品

2 ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、めのう、ねこ眼石、とら眼石、くじゃく石、とるこ石、月長石、青金石、クンツアイト、ブラッドストーン及びヘマタイト並びにこれらを用いた製品

3 真珠及びこれを用いた製品

(荷物の内容の確認)

第5条 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

- 2 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 3 第1項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は、荷送人の負担とします。

(荷造り)

第6条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

- 2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(引受拒絶)

第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- (1) 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第5条(荷物の内容の確認)第1項の規定による点検の同意を与えないとき。
 - (3) 荷造りが運送に適さないとき。
 - (4) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」といいます。)の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (6) 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
 - ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき。
 - エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が高いと当社が判断する者を含みます。)であると認められるとき。
 - (7) 荷物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
 - (8) 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 当社は、運送を引き受けた後に前項(5)又は(6)に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
 - 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

(注) (7)のイの当社が特に定めて表示したものは、人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)、現金及び複数の個人情報とします。

(外装表示)

第8条 当社は、荷物を受け取る時に、第3条(送り状)の(1)から(8)まで、(10)、(11)(記載のない場合を除きます。)、(14)及び(15)に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装にはり付けます。

(運賃等の收受)

第9条 当社は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他運送に関する費用(以下「運賃等」といいます。)を收受します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收受することを認めることがあります。
- 3 運賃等及びその適用方法については、運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(連絡運輸又は利用運送)

第10条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第3章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日等)

第11条 当社は、次に掲げる日までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、その日の翌日に引き渡すことがあります。

- (1) 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合 その荷物引渡予定日
 - (2) 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合 送り状に記載した荷物受取日の翌日から起算して3日を経過した日(運送を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、その荷物受取日から相当の日数を経過した日)
- 2 当社は、荷送人が送り状に配達希望日を記載した場合に、その運送を引き受けたときは、前項の規定にかかわらず、その配達希望日に荷物を引き渡します。ただし、交通事情等によりその配達希望日の翌日に引き渡すことがあります。
- 3 当社は、荷送人が送り状に配達希望時間帯を記載した場合に、その運送を引き受けたときは、次に掲げる配達希望時間帯に荷物を引き渡します。
- (1) 送り状に配達希望日の記載がない場合 第1項に規定する日までの日の配達希望時間帯。ただし、交通事情等により、その日の配達希望時間帯経過後又はその日の翌日に引き渡すことがあります。
 - (2) 送り状に配達希望日の記載がある場合 その配達希望日の配達希望時間帯。ただし、交通事情等により、その配達希望日の配達希望時間帯経過後又はその配達希望日の翌日に引き渡すことがあります。
- 4 当社は、送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、前3項の規定にかかわらず、その荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。
- 5 当社は、荷受人から当社所定の方法により依頼されたときは、前4項及び第13条(荷受人等が不在の場合の措置)第4項の規定にかかわらず、荷物の引渡日時及び配達先を変更して、当社所定の方法により引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装の見やすい所に、変更等を要しない旨を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。

(注) 第1項の当社が定めて表示した離島、山間地等は、当社が定める内国郵便約款の別冊「交通困難地・遠達取扱地域外一覧」に掲げる地域とします。

(荷受人以外の者に対する引渡し)

第12条 当社は、次に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

- (1) 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- (2) 配達先が(1)以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

(荷受人等が不在の場合の措置)

第13条 当社は、荷受人又は前条(荷受人以外の者に対する引渡し)に規定する者(以下「荷受人等」といいます。)が不在のため引渡しを行うことができない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面(以下「不在連絡票」といいます。)によって通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、荷受人の隣人(荷受人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含みます。以下同じとします。)の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、安全な管理及び保管が可能である荷物受渡専用保管庫(以下「宅配ボックス」といいます。)の設置された集合住宅等では、それを使用して荷受人に対する荷物の引渡しとすることがあります。この場合においては、荷受人に対し、宅配ボックスへ荷物を入れた旨を通知します。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、旅行その他の事由によって不在となる期間(当社が定める期間内とします。)を当社が定める方法により届け出ている荷受人にあてた荷物については、その期間営業所その他の事業所で荷物を保管した上、その期間経過後に引き渡します。その期間経過後荷受人等が不在のため引渡しを行うことができない場合は、第1項の規定により措置します。ただし、当社が荷物の性質等によりその期間保管することが適当でないと認めるときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

5 前項ただし書に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

(注1) 第4項の当社が定める期間は、30日以内とします。

(注2) 第4項の当社が定める方法は、あらかじめ荷受人の住所又は居所の荷物の配達を受け持つ営業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

(荷物の転送)

第14条 当社は、荷受人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が定める方法により届け出ているときは、その届出の日から1年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に荷物を転送します。ただし、その外装の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。

(注) 当社が定める方法は、変更前の住所又は居所の荷物の配達を受け持つ営業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

(引渡しができない場合の措置)

第15条 当社は、荷受人を確知することができないとき又は荷受人が荷物の受取りを怠り若しくは拒んだとき若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第16条 当社は、相当の期間内に前条(引渡しができない場合の措置)第1項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から3か月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

2 当社は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3 当社は、第1項の規定により荷物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第4章 指図

(指図)

第17条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

3 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第18条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第5章 事故

(事故の際の措置)

第19条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2 当社は、荷物に著しいき損を発見したとき又は荷物の引渡しが第11条(荷物の引渡しを行う日等)第1項の(1)若しくは(2)に規定する日(送り状に配達希望日の記載がある場合はその配達希望日とし、送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時の記載がある場合はその荷物引渡日時とします。以下同じとします。)より著しく

遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当社は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第3項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

第20条 当社は、荷物が第7条(引受拒絶)の(7)のアに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 当社は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第21条 当社は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、第11条(荷物の引渡しを行う日等)第1項の(1)又は(2)に規定する日から1年以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、荷物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から14日以内に限り、事故証明書を発行します。

第6章 責任

(責任の始期)

第22条 荷物の滅失若しくはき損又は運賃料金表に規定する料金が適用される荷物若しくは実費として一定額を収受する取扱いをする荷物について当社がその取扱いをしなかった場合若しくはその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(以下「料金等役務の不取扱い」といいます。)についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と挙証)

第23条 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取り、引渡し、保管、運送その他の荷物の運送に関して当社が行うべき取扱いに関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損若しくは遅延又は料金等役務の不取扱いについて損害賠償の責任を負います。

(免責)

第24条 当社は、次の事由による荷物の滅失、き損若しくは遅延又は料金等役務の不取扱いによる損害については、損害賠償の責任を負いません。ただし、運賃料金表に規定するセキュリティサービス料金が適用される荷物については、その滅失又はき損による損害が(3)から(7)までの事由によるときは、この限りではありません。

- (1) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (3) 同盟怠業若しくは同盟罷業、社会的騒擾その他の事变又は強盗
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 予見できない異常な交通障害
- (6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- (7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- (8) 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

第25条 第7条(引受拒絶)の(5)及び(6)に該当する荷物については、当社は、その滅失、き損若しくは遅延又

は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

- 2 第7条(引受拒絶)の(7)に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当社は、荷物の滅失、き損若しくは遅延又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第26条 荷物のき損についての当社の責任は、荷物を引き渡した日から14日以内に通知を発しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、運賃料金表に規定するセキュリティサービス料金が適用される荷物については、荷受人又は荷送人は、その荷物を受け取った後、又は荷物の受取りを拒んだ場合において、当社が損害の有無及び程度につき検査をするために立会いを求めた日から10日以内に正当の事由なくその求めに応じなかったときは、その荷物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができません。

(損害賠償の額)

第27条 当社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいいます。以下同じとします。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」といいます。)の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、荷物のき損による損害については、荷物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 前2項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 - (1) 第11条(荷物の引渡しを行う日等)第1項から第3項までの場合 第13条(荷受人等が不在の場合の措置)の不在連絡票による通知が第11条(荷物の引渡しを行う日等)第1項の(1)又は(2)に規定する日の翌日までに行われたときを除き、荷物の引渡しが同項の(1)又は(2)に規定する日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。
 - (2) 第11条(荷物の引渡しを行う日等)第4項の場合 その荷物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 5 荷物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、運賃料金表に規定するセキュリティサービス料金が適用されない荷物にあつては、第1項、第2項又は第3項の規定及び前項の規定による損害賠償の合計額を限度額の範囲内で賠償します。
- 6 当社は、料金等役務の不取扱いについては、その料金等を支払った者からの請求により、その料金等相当額を賠償します。

(運賃等の払戻し等)

第28条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、荷物の滅失、著しいき損又は遅延(第11条(荷物の引渡しを行う日等)第4項の場合に限ります。)が生じたときは、運賃等(前条(損害賠償の額)第6項の規定により料金等相当額を賠償したときは、運賃等の額からその料金等相当額を除きます。)を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

- 2 前項の規定は、運賃料金表に規定するセキュリティサービス料金が適用される荷物に生じた損害について、前条(損害賠償の額)第1項又は第2項の規定に基づき賠償したときは、そのセキュリティサービス料金については適用しません。

(時効)

第29条 当社の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から1年を経過したときは、時効によって消滅します。

- 2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、第11条(荷物の引渡しを行う日等)第1項の(1)又は(2)に規定する日からこれを起算します。
- 3 前2項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第30条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当社が負います。

(荷送人の賠償責任)

第31条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

ゆうパック運賃料金表

I 運賃及び料金

1 運賃

(1) 運賃の額

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10 地帯あ て	第11 地帯あ て
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
140サイズ	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円
160サイズ	2,450円	2,500円	2,610円	2,750円	3,010円	3,170円	3,330円	2,820円	3,060円	3,180円	3,330円	3,380円
170サイズ	3,000円	3,070円	3,750円	3,890円	4,140円	4,860円	5,030円	3,970円	4,200円	4,350円	5,040円	5,090円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

(2) 持込割引

荷物1個につき120円

(3) 複数口割引

荷物1個につき60円

(4) 同一あて先割引

荷物1個につき60円

(5) 指定サイト事前入力割引

荷物1個につき30円

(6) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

2 料金

(1) 料金の額

料金の種類	料金額
セキュリティサービス料金	420円

(2) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

II 運賃及び料金の適用方法

- この運賃及び料金は、次に掲げる重量及び大きさのゆうパックとして受託した荷物(重量ゆうパック運賃、

ゴルフゆうパック運賃、スキーゆうパック運賃、空港ゆうパック運賃、観光ゆうパック運賃、点字ゆうパック運賃及び聴覚障害者用ゆうパック運賃が適用されるものを除きます。(以下同じとします。)を運送する場合に適用します。

重量	25kg以下(ただし、数量割引を適用するものにあつては、30kg以下とすることがあります。)	
大きさ	最小限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
	最大限	長さ、幅及び厚さの合計 1.7m(ただし、当社が定めて表示したものについては、この限りではありません。)

(注) 表中の大きさの最大限の欄の当社が定めて表示したものは、次のとおりとします。

- 1 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者が自主回収をする使用済パーソナルコンピュータ(その表示装置を含みます。)であつて、その長さ、幅及び厚さの合計が1.7m以下のものであること。
- 2 容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ること、過剰な包装をしないものであることその他の差出営業所その他の事業所が必要と認める措置を講じたものであること。
- 3 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 4 ゆうパック約款第11条(荷物の引渡しを行う日等)に規定する日数によらないで運送することがあることを承諾をしたものであること。

2 料金の種類の適用は、次によります。

料金の種類	適用範囲
セキュリティサービス料金	<p>当社所定の方法により引受けから引渡しに至るまでの記録をし、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、差出しの際荷送人から申出のあつた損害要償額(当社が定めて表示した額を限度とします。)の全部又は一部を賠償するゆうパックとして受託した荷物(当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。)を運送する場合に適用します。</p> <p>(注1) 当社が定めて表示した額は、500,000円とします。</p> <p>(注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外装の見やすい所に「セキュリティ」の文字を明瞭に記載したものであること。 2 冷凍の取扱いをしないものであること。

3 運賃及び料金には、消費税(地方消費税を含みます。)を含みます。

4 運賃及び料金は、荷物1個ごとに計算します。

5 運賃及び料金は、次の順序により計算します。

- (1) 運賃
 - ① 荷物のサイズ区分及び地帯の区分に対応した金額を適用。
 - ② 数量割引を適用。
 - ③ 指定サイト事前入力割引を適用。
 - ④ 持込割引を適用。
 - ⑤ 複数口割引を適用。
 - ⑥ 同一あて先割引を適用。

(2) 料金

- ① 荷物に適用する料金の種類に対応した金額を適用。
- ② 数量割引を適用。

6 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cm まで
80サイズ	80cm まで
100サイズ	1m まで
120サイズ	1.2m まで
140サイズ	1.4m まで
160サイズ	1.6m まで
170サイズ	1.7m まで

※ IIの1の表中の大きさの最大限の欄に規定する当社が定めて表示したものであって、その長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、170サイズを適用します。

7 地帯区分は、次によります。

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

8 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
持込割引	荷送人が差し出そうとする荷物を営業所その他の事業所に持ち込まれた場合に、荷物1個につき120円を運賃から減額します。ただし、数量割引を適用するものは、持込割引はいたしません。
複数口割引	同一の荷送人が荷受人の住所又は居所が同一の複数個の荷物を同時に差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び指定サイト事前入力割引を適用するものは、

	複数口割引はいたしません。
同一あて先割引	<p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限り）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引、複数口割引及び指定サイト事前入力割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出人前1年以内に差し出されたゆうパックの送り状（同一あて先割引の表示があるものであって、その表示箇所に営業所その他の事業所の押印がされていないものに限り）とします。</p>
指定サイト事前入力割引	<p>当社が指定するウェブサイト（以下「指定サイト」といいます。）の会員である荷送人から、次の①及び②に掲げる方法により荷物を差し出された場合に、荷物1個につき30円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの及び数量割引を適用するものは、指定サイト事前入力割引はいたしません。</p> <p>① 指定サイト上に提示される利用規約に同意の上、差し出そうとする荷物の荷送人、荷受人、サイズその他の指定サイト上で指示される情報を入力すること。</p> <p>② 差し出そうとする荷物を当社が指定する事業所に持ち込んだ上、その事業所に設置されている情報端末を操作して①により事前に入力した情報等が記載された送り状を印字し、その荷物にはり付けて差し出すこと。</p>

9 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

10 天災その他非常の災害があった場合には、運賃及び料金を免除することがあります。

11 運賃及び料金の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

重量ゆうパック運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10 地帯あ て	第11 地帯あ て
60サイズ	1,380円	1,440円	1,550円	1,710円	1,970円	2,150円	2,300円	1,660円	1,900円	2,010円	2,160円	2,310円
80サイズ	1,690円	1,760円	1,870円	2,000円	2,270円	2,450円	2,600円	2,010円	2,250円	2,370円	2,530円	2,610円
100サイズ	2,010円	2,060円	2,180円	2,340円	2,580円	2,750円	2,910円	2,370円	2,590円	2,720円	2,880円	2,940円
120サイズ	2,330円	2,390円	2,500円	2,640円	2,900円	3,060円	3,210円	2,690円	2,930円	3,050円	3,190円	3,240円
140サイズ	2,680円	2,730円	2,860円	3,000円	3,240円	3,410円	3,570円	3,070円	3,290円	3,420円	3,570円	3,620円
160サイズ	3,010円	3,060円	3,170円	3,310円	3,570円	3,730円	3,890円	3,380円	3,620円	3,740円	3,890円	3,940円
170サイズ	3,560円	3,630円	4,310円	4,450円	4,700円	5,420円	5,590円	4,530円	4,760円	4,910円	5,600円	5,650円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

(2) 持込割引

荷物1個につき120円

(3) 複数口割引

荷物1個につき60円

(4) 同一あて先割引

荷物1個につき60円

(5) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

II 運賃の適用方法

1 この運賃は、次に掲げる重量及び大きさの重量ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。以下同じとします。）を運送する場合に適用します。

重量	25kg超30kg以下（ただし、当社が定めて表示したものについては、この限りではありません。）	
大きさ	最小限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
	最大限	3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。 長さ、幅及び厚さの合計 1.7m（ただし、当社が定めて表示したものについては、この限りではありません。）

(注1) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

1 営業所又は当社が指定した事業所に差し出されたものであること。

- 2 容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所その他の事業所が必要と認める措置を講じたものであること。
- 3 セキュリティサービス及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 4 ゆうパック約款第11条（荷物の引渡しを行う日等）に規定する日数によらないで運送することがあることを承諾をしたものであること。

（注2） 表中の重量の欄の当社が定めて表示したものは、次のとおりとします。

- 1 内容品の重量が30kg以下のものであること。
- 2 過剰な包装をしないものであること。

（注3） 表中の大きさの最大限の欄の当社が定めて表示したものは、次のとおりとします。

- 1 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者が自主回収をする使用済パーソナルコンピュータ（その表示装置を含みます。）であって、その長さ、幅及び厚さの合計が1.7m以下のものであること。
- 2 過剰な包装をしないものであること。
- 3 代金引換の取扱いをしないものであること。

2 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

3 運賃は、荷物1個ごとに計算します。

4 運賃は、次の順序により計算します。

- ① 荷物のサイズ区分及び地帯の区分に対応した金額を適用。
- ② 数量割引を適用。
- ③ 持込割引を適用。
- ④ 複数口割引を適用。
- ⑤ 同一あて先割引を適用。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	1mまで
120サイズ	1.2mまで
140サイズ	1.4mまで
160サイズ	1.6mまで
170サイズ	1.7mまで

※ IIの1の表中の大きさの最大限の欄に規定する当社が定めて表示したものであって、その長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、170サイズを適用します。

6 地帯区分は、次によります。

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
持込割引	荷送人が差し出そうとする荷物を営業所その他の事業所に持ち込まれた場合に、荷物1個につき120円を運賃から減額します。ただし、数量割引を適用するものは、持込割引はいたしません。
複数口割引	同一の荷送人が荷受人の住所又は居所が同一の複数個の荷物を同時に差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの及び数量割引を適用するものは、複数口割引はいたしません。
同一あて先割引	その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限り。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。 (注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出された重量ゆうパックの送り状（同一あて先割引の表示があるものであって、その表示箇所に営業所その他の事業所の押印がされていないものに限り。）とします。

8 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

9 天災その他非常の災害があった場合には、運賃を免除することがあります。

10 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

ゴルフゆうパック運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10 地帯あ て	第11 地帯あ て
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
120サイズ超	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

(2) 持込割引

荷物1個につき120円

(3) 往復割引

荷物1個につき120円

II 運賃の適用方法

1 この運賃は、キャディバック又はこれに類する物をゴルフゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り）を運送する場合に適用します。

(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 差出営業所その他の事業所が指定した日時までに差し出されたものであること。
- 2 差出営業所その他の事業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したもの（長さが1.5mまでのものに限り）であること。また、重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所その他の事業所が必要と認める措置を講じたものであること。
- 3 外装の見やすい所に「ゴルフゆうパック」の文字及び使用予定年月日その他の差出営業所その他の事業所が指示する事項を明瞭に記載したものであること。
- 4 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 5 運賃等を荷受人から収受しないものであること。
- 6 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。

2 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

3 運賃は、荷物1個ごとに計算します。

4 運賃は、次の順序により計算します。

- ① 荷物のサイズ区分及び地帯区分に対応した金額を適用。
- ② 持込割引を適用。
- ③ 往復割引を適用。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	1mまで
120サイズ	1.2mまで
120サイズ超	1.2mを超えるもの

6 地帯区分は、次によります。

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
持込割引	荷送人が差し出そうとする荷物を営業所その他の事業所に持ち込まれた場合に、荷物1個につき120円を運賃から減額します。
往復割引	同一発着地を往復する荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限りま す。）が差し出された場合に、復路の荷物1個につき120円を復路運賃から減額 します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 荷受人に引き渡されたゴルフゆうパック（運賃を郵便切手をはり付ける ことにより納付し、又は別納としたものに限ります。以下この注において 「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びゴルフゆうパック（荷 送人の氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この注 において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出されたものであること。 2 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約した ものであること。

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">3 往路ゆうパックの引渡事務を受け持つ営業所その他の事業所に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。4 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用したサイズ及び地帯の区別と同一であること。5 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックの運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものであること。6 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。7 往路ゆうパックの配達先が、ゴルフ場、ホテル、旅館等であること。 |
|--|---|

8 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

9 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

スキーゆうパック運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10 地帯あ て	第11 地帯あ て
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
140サイズ	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円
140サイズ超	2,450円	2,500円	2,610円	2,750円	3,010円	3,170円	3,330円	2,820円	3,060円	3,180円	3,330円	3,380円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

(2) 持込割引

荷物1個につき120円

(3) 往復割引

荷物1個につき120円

II 運賃の適用方法

- この運賃は、スキー板、スキーザックその他これらに類する物をスキーゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、）を運送する場合に適用します。

（注）当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 差出営業所その他の事業所が指定した日時までに差し出されたものであること。
- 差出営業所その他の事業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したもの（長さが2.1mまでのものに限り、）であること。また、重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所その他の事業所が必要と認める措置を講じたものであること。
- 外装の見やすい所に「スキーゆうパック」の文字及び使用予定年月日その他の差出営業所その他の事業所が指示する事項を明瞭に記載したものであること。
- セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 運賃等を荷受人から収受しないものであること。
- 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。

- 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

- 運賃は、荷物1個ごとに計算します。

- 運賃は、次の順序により計算します。

- ① 荷物のサイズ区分及び地帯区分に対応した金額を適用。
- ② 持込割引を適用。
- ③ 往復割引を適用。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cm まで
80サイズ	80cm まで
100サイズ	1m まで
120サイズ	1.2m まで
140サイズ	1.4m まで
140サイズ超	1.4m を超えるもの

6 地帯区分は、次によります。

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
持込割引	荷送人が差し出そうとする荷物を営業所その他の事業所に持ち込まれた場合に、荷物1個につき120円を運賃から減額します。
往復割引	<p>同一発着地を往復する荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）が差し出された場合に、復路の荷物1個につき120円を復路運賃から減額します。</p> <p>(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 荷受人に引き渡されたスキーゆうパック（運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものに限ります。以下この注において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びスキーゆうパック（荷送人の氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この注において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出されたものであること。 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約した

ものであること。

- 3 往路ゆうパックの引渡事務を受け持つ営業所その他の事業所に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。
- 4 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用したサイズ及び地帯の区別と同一であること。
- 5 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックの運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものであること。
- 6 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。
- 7 往路ゆうパックの配達先が、スキー場、ホテル、旅館等であること。

8 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

9 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

空港ゆうパック運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10 地帯あ て	第11 地帯あ て
60サイズ	1,620円	1,680円	1,790円	1,950円	2,210円	2,390円	2,540円	1,900円	2,140円	2,250円	2,400円	2,550円
80サイズ	1,930円	2,000円	2,110円	2,240円	2,510円	2,690円	2,840円	2,250円	2,490円	2,610円	2,770円	2,850円
100サイズ	2,250円	2,300円	2,420円	2,580円	2,820円	2,990円	3,150円	2,610円	2,830円	2,960円	3,120円	3,180円
120サイズ	2,570円	2,630円	2,740円	2,880円	3,140円	3,300円	3,450円	2,930円	3,170円	3,290円	3,430円	3,480円
140サイズ	2,920円	2,970円	3,100円	3,240円	3,480円	3,650円	3,810円	3,310円	3,530円	3,660円	3,810円	3,860円
140サイズ超	3,250円	3,300円	3,410円	3,550円	3,810円	3,970円	4,130円	3,620円	3,860円	3,980円	4,130円	4,180円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

(2) 持込割引

荷物1個につき120円

(3) 往復割引

荷物1個につき120円

II 運賃の適用方法

- この運賃は、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スキーザック若しくはこれらに類する物を空港ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り）を運送する場合に適用します。

(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 空港内にある営業所その他の事業所に留め置くもの又は空港内にある営業所その他の事業所に差し出されたものであること。
 - 差出営業所その他の事業所が指定した日時までに差し出されたものであること。
 - 差出営業所その他の事業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したもの（長さが1.5m（内容品がスキー板、スキーザック又はこれらに類する物の場合は、2.1m）までのものに限り）であること。また、重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所その他の事業所が必要と認める措置を講じたものであること。
 - 外装の見やすい所に「空港ゆうパック」の文字及び航空機に搭乗する予定年月日その他の差出営業所その他の事業所が指示する事項を明瞭に記載したものであること。
 - セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
 - 運賃等を荷受人から収受しないものであること。
 - 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。
- 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。
 - 運賃は、荷物1個ごとに計算します。
 - 運賃は、次の順序により計算します。

- ① 荷物のサイズ区分及び地帯区分に対応した金額を適用。
- ② 持込割引を適用。
- ③ 往復割引を適用。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cm まで
80サイズ	80cm まで
100サイズ	1m まで
120サイズ	1.2m まで
140サイズ	1.4m まで
140サイズ超	1.4m を超えるもの

6 地帯区分は、次によります。

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
持込割引	荷送人が差し出そうとする荷物を営業所その他の事業所に持ち込まれた場合に、荷物1個につき120円を運賃から減額します。
往復割引	同一発着地を往復する荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限りま す。）が差し出された場合に、復路の荷物1個につき120円を復路運賃から減額 します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 荷受人に引き渡された空港ゆうパック（運賃を郵便切手をはり付けるこ とにより納付し、又は別納としたものに限りま。以下この注において「往 路ゆうパック」といいます。）の内容品を再び空港ゆうパック（荷送人の

- 氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限り、以下この注において「復路ゆうパック」といいます。)として差し出されたものであること。
- 2 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約したものであること。
 - 3 往路ゆうパックの引渡事務を受け持つ営業所その他の事業所に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。
 - 4 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用したサイズ及び地帯の区別と同一であること。
 - 5 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックの運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものであること。
 - 6 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。

8 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

9 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

観光ゆうパック運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

1,680円

(2) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

II 運賃の適用方法

1 この運賃は、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スキーザック若しくはこれらに類する物を観光ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り）を運送する場合に適用します。

(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 当社が指定した営業所が指定する場所に差し出されたものであること。
- 2 差出営業所が指定した配達先をあて名とするものであること。
- 3 差出営業所が指定した時刻までに差し出されたものであること。
- 4 ゆうパック約款第11条（荷物の引渡しを行う日等）の規定にかかわらず、差出営業所が指定した日時までに荷物を引き渡すことを承諾したものであること。
- 5 差出営業所が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したもの（長さが1.5m（内容品がスキー板、スキーザック又はこれらに類する物の場合は、2.1m）までのものに限ります。）であること。また、重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものについては、容易に持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出営業所が必要と認める措置を講じたものであること。
- 6 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 7 運賃等を荷受人から收受しないものであること。
- 8 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。

2 運賃には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

3 運賃は、荷物1個ごとに計算します。

4 運賃は、次の順序により計算します。

- ① Iの(1)の金額を適用。
- ② Iの(2)の数量割引を適用。

5 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

6 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

点字ゆうパック運賃料金表

I 運賃及び料金

1 運賃

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

2 料金

料金の種類	料金額
セキュリティサービス料金	420円

II 運賃及び料金の適用方法

1 この運賃及び料金は、点字のみを掲げたものを次に掲げる重量及び大きさの点字ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り）を運送する場合に適用します。

重量	30kg以下	
大きさ	最小限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
最大限	長さ、幅及び厚さの合計 1.7m	

(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 営業所又は当社が指定した事業所に差し出されたものであること。
- 2 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
 - (1) 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - (2) その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。
- 3 外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。

2 料金の種類の適用は、次によります。

料金の種類	適用範囲
セキュリティサービス料金	<p>当社所定の方法により引受けから引渡しに至るまでの記録をし、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、差出しの際荷送人から申出のあった損害要償額（当社が定めて表示した額を限度とします。）の全部又は一部を賠償するゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り）を運送する場合に適用します。</p> <p>(注1) 当社が定めて表示した額は、500,000円とします。</p> <p>(注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外装の見やすい所に「セキュリティ」の文字を明瞭に記載したものであること。 2 保冷の取扱いをしないものであること。

3 運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

4 運賃及び料金は、荷物1個ごとに計算します。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	1mまで
120サイズ	1.2mまで
140サイズ	1.4mまで
160サイズ	1.6mまで
170サイズ	1.7mまで

6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

7 運賃及び料金の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表

I 運賃及び料金

1 運賃

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

2 料金

料金の種類	料金額
セキュリティサービス料金	420円

II 運賃及び料金の適用方法

- 1 この運賃及び料金は、聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設（当社が定めるところにより当社の指定を受けたものに限ります。）と聴覚障害者との間におけるビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受するものを次に掲げる重量及び大きさの聴覚障害者用ゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。

重量	30kg 以下	
大きさ	最小限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
	最大限	長さ、幅及び厚さの合計 1.7m

(注1) 当社が定めるところは、次のとおりとします。

- 1 当社の指定を受けようとする施設は、当社所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して当社に提出することにより、その請求をしていただきます。
- 2 当社の指定を受けた施設は、その名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は聴覚障害者用ゆうパックを差し出す必要がなくなったときは、直ちに当社所定の書面をその施設の所在地のゆうパック配達を受け持つ営業所に提出することにより、その届出をしていただきます。

(注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 施設から差し出されるものは、その施設の所在地のゆうパック配達を受け持つ営業所又はその営業所のゆうパック配達受持区域内にある営業所であって支社が指定したものに差し出されたものであること。
- 2 施設にあてて差し出されるものは、営業所又は当社が指定した事業所に差し出されたものであること。
- 3 その荷物の内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
 - (1) 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - (2) その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。
- 4 外装の見やすい所に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したもので

あること。

- (1) 施設から差し出されるもの
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字並びに施設の名称及び所在地
- (2) 施設にあてて差し出されるもの
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字

2 料金の種類の適用は、次によります。

料金の種類	適用範囲
セキュリティサービス料金	当社所定の方法により引受けから引渡しに至るまでの記録をし、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、差出しの際荷送人から申出のあった損害要償額（当社が定めて表示した額を限度とします。）の全部又は一部を賠償するゆうパックとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）を運送する場合に適用します。 (注1) 当社が定めて表示した額は、500,000円とします。 (注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 外装の見やすい所に「セキュリティ」の文字を明瞭に記載したものであること。 2 保冷の取扱いをしないものであること。

3 運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

4 運賃及び料金は、荷物1個ごとに計算します。

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	1mまで
120サイズ	1.2mまで
140サイズ	1.4mまで
160サイズ	1.6mまで
170サイズ	1.7mまで

6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

7 運賃及び料金の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。